

日時：令和4年（2022年）12月23日（金）

午後1時30分から3時30分

場所：宝塚市役所 2-4 2-5会議室

### 議題1 宝塚市国民健康保険事業の財政運営について

令和5年度国保事業費納付金の仮算定結果を受け、市長から協議会へ国民健康保険税の税率等についての諮問を行い、事務局から配布資料に基づき諮問内容を説明した。

#### <主な質疑・意見>

- （ 委 員 ） 所得別・世帯構成別での世帯負担の影響について、77%の層に影響が及ぶ。特に宝塚市では、所得割が手厚くされてきており、低い人こそ影響が出る。今まではある程度低い所得、なおかつ多子世帯に手厚くやっており、その分高所得者層にしわ寄せがあった。標準税率を見据えた上でやむを得ず価格を少しずつ上げていくという説明は重要かと思うので、丁寧に行うようにしてください。
- （ 事務局 ） 実際に変更する際は、運営協議会に諮らせていただき議論していただいた上で周知していきたいと考えている。現実には、来年度については時間もなく、県の示された数値が年度当初の予測を上回って影響の範囲が広がった。なおかつ基金もまだ残高が多いことから、来年度については現行の保険税率のままとしたいと考えている。令和6年度以降、実際この数値がどうなるか分からないが、所得割が下がって、均等割、平等割が上がってくるという傾向は変わらないと思う。どういう形で県の標準保険料率に合わせていくかというの併せて、また諮問させていただきたいと、現時点で考えている。
- （ 会 長 ） 本日の議事としては、令和5年度に関して税率は据え置きとし、据え置くに当たり基金の取崩しを行っていくことに関してということで、皆さんよろしいか。
- （ 委 員 ） 何で据え置きにするのか。前回の説明では、宝塚市が上げる必要があるのは、低所得者を中心にごく一部であった。そしたら、令和5年の保険料率と令和9年の保険料率を比べたら、保険料が下がるのですか。
- （ 事務局 ） 今の時点では宝塚の保険料は下がるという県の想定である。5月の段階では、令和5年度から令和9年度へ向かい下がっていくと試算されていた。今回の仮算定では、5月時点と比べ、後期高齢者支援金の負担分が上がっている。今後の保険料がどうなるかについて、令和6年度も後期高齢者支援金分で影響が出る可能性がある。
- （ 委 員 ） 令和5年度について、大きく変わる一つの要因として後期高齢者支援金分があるのはわかるが、こんなに影響が大きいとは考えられない。

では、令和9年度で示されている数字に合わせてはどうか。そうすると低所得者の方たちが大変になるので、積立金を崩したらよい。積立金ができた経緯は、平成30年までの間に宝塚市の保険料が他市町と比べて低かった。その結果、赤字が発生し、その差額について市の一般会計から繰り入れていたが、それが累積されて、額が非常に大きくなった。そして、令和元年の県への統一の際に、県が一般会計からの差額の繰り入れは認めないということになり、赤字を解消するために保険税を値上げした。そうして、その後に赤字が解消されて積立金が出てきた。なので、非常に厳しいが保険税を上げさせていただいた結果として、宝塚市の保険料が他の市町より高くなってしまった。そうしてできた積立金について、一般会計に戻すのはおかしいと、私も皆さんもそういうご意見だった。私は一貫して、保険税から取りすぎて徴収した分は返還するために保険税を下げるべきで、積立金をゼロにすべきだと申し上げてきた。

ところが、それには反論があり、保険税率はしばらくの間同じにして、収支見込の差額は積立金から取り崩し、ゼロに近づけようという話であった。今度県に移行したら、そういうやり方もできず、積立金の意味は全くなくなるので、いつまでも置いておく必要がない。市民の方にも、高い保険料を支払った分をいつ精算してくれるのかという形になる。

県が令和9年度の標準保険料率を示しており、これだと赤字になる層は少ないので、一挙に合わしたらよい。後期高齢者支援金分だけ調整したらよい。当然、低所得の人たちのところで大きく保険料が上がり激変するので、そこには積立金で補填してあげたらいい。

なので、私は来年度について据え置くのではなく、積立金を減らすために県の示されている標準保険料率をそのまま使ったらいいと考える。そしたら、宝塚市は県に合わせたという形になり、今は宝塚市の保険料が高いが、それも一挙に解消できると思うがいかがか。

( 事務局 ) 今回の状況では、令和9年度の試算値もまた変わると思う。また、県のパターンから行くと、来年度も9年度までの数値を計算してくると思うが、それが変わっていた場合は、それに合わせるということか。

( 委員 ) 現時点で4、5年後は正確に予測できないので、おそらく変わるだろう。また、県が変更した場合はそれに合わしたらよい。

( 事務局 ) 1つの考え方として、6年度の保険税率を考えると、県が5年度に9年度の新しい試算値を出した場合はそれに合わせると。それで、納付金に対して足りない分が出てきた分を基金で埋める。あるいは所得割と均等割の割合が変わるので、その激変緩和に使うという考え方か。

( 委員 ) 今のご説明のとおりである。

当然、毎年変わってくるだろうが、県も許容範囲内でしか変更できないと思う。県の意向に合わせているので、市としては全く問題ないと思う。

( 委員 ) 将来的に高齢者が増えるのは明らかなので、保険税率の値上げについては、説明をきっちりされていれば、仕方ないのかと感じる。

( 委員 ) 県の試算額に宝塚市も倣うというのが、どこまで市民の方に理解されるのか。なぜ県に従う必要があるのかという説明についても必要かと考える。

( 会長 ) 今回の話は、来年度については今の税率を据置きにして、足りないのを基金で補填しながら、市民の方々の保険税率をあまり上げ下げしないようにということではいいか。

( 事務局 ) 来年度については、会長が説明した通りである。今後県の標準保険料率に将来的に合わせる必要がある中で、基金もあるのでそれを激変緩和に使うという考え方は市としても一貫して持っている。ただ、基金の使い方として、先ほどのお話のように、一気に合わせて、それに対する補填・軽減緩和に使うのか、あるいは毎年県が出していく標準保険料率に何分の1か近づけていくのか考え方がいろいろある。

今年度で令和9年度に統一するという目標を県がはっきり示された。それを一気に今年度で決めてしまうというのは、市民の方もすぐ理解できないかと思うので、来年度は現状のままで、令和6年度からどういう形でしていくか考えたらどうかというご提案である。

( 事務局 ) 後期高齢者支援金で差があるというお話をしたが、昨今、後期高齢者の方の料金も2年後には限度額を値上げするという話がある。また、出産育児一時金が42万円から50万円に増額になるというところで、財源も後期高齢者の方にご負担いただくというような構図がある中で、後期高齢者支援金というのは、全体の財政の4割を占めている。そこへの影響も大きいことがあり、少し推移を見ていく必要もある。なので、すぐに判断するのは難しいかと感じている。

( 会長 ) 令和5年度から変動することになるが、令和5年度については今のところ据え置こうとしていることについてどうかとお話を聞かせていただいた。

事務局からも令和6年度以降、後期高齢者の問題、出生率も含めた問題等で社会情勢が大きく変わる可能性があるという説明があった。そういうことも見据えた上で、令和9年度までの間どうしていくかについて、今後の議論であると考えている。なので、本日の諮問に関しては、令和5年度の国民健康保険税の税率等については据え置いた形が、市民の方々にとってよいのではないかということについてご意見をいただいている。

( 委員 ) 私は下げられるのだから下げるべきだと考える。

来年度の保険税率を据え置きします。令和6年度が来たら、また据え置いて、あと3年の間に考えたらいいという話になるのではないか。令和元年度から、この状況がずっと続いている。そろそろ結論出して、前へ進んだらどうですか。

( 委員 ) 結論としては、私は据え置きということでいいかと考える。理由としては、令和5年度

の標準保険料率について、明らかに後期高齢者支援金等課税分が著しくマイナスになっており、高齢者の影響が多大である。

さらに、後期高齢者支援金について、74歳未満が4割の財源を負担している。今後、75歳以上の後期高齢者はもっと伸びると想定されており、この影響がさらに増えていく。なおかつそれに伴い、介護納付金についても今の高齢者が今あるサービスの使い方をするのであれば、掛ける人数分ですので、結果として増えていく。仮に保険税率を減らしたら、そのショックを6年から9年に解消しろという話になり、あまりにもリスクが大きいと考える。

今の状態でさえ基金を取り崩しての状態と、諮問書の中に記載がある。最後までどのくらいの基金の残額になるかというのが先ほどの委員の懸念かと思うので、基金の取崩しはもう少し幅を広げていくのがいいかもしれない。ただ一気に減らしてマイナスにすることの反動について、それはリスクが高いかと考える。なので、私は今回の据え置きというのが妥当なラインかと考える。

( 委 員 ) 被保険者の立場で言うと、物価も上がっているの、少しでも下げただけであれば非常にありがたい。ただ、被用者保険代表の立場からしたら、一番安定財政と言われてきた被用者保険が今はもう潰れかかっており、毎年上げないといけない状況である。国からの補助金をもらっていないのは被用者保険だけである。被用者保険代表としては、この苦しいときにどんどん上げているのに、国保だけ下げるとするのは難しい。

( 委 員 ) 私自身は下げることに賛成である。やはりどっかで決心をしないとイケない。

また、高所得者について、論点から漏れている。明らかに高所得者は、幾らかは保険料負担が減るようになる。低所得者の方で負担が増える方に対しては、統一になる前までは基金を活用した激変緩和をすることで、その後は負担が増えることになる。でも、令和5年度から高所得者は可処分所得が幾らか増える。ここが、論点から漏れていると考える。

( 会 長 ) 令和5年度に関しては税率据置きで、令和6年度からはそういったことも踏まえた上で早々に考えていく必要がある。

( 事務局 ) 今回、提出させていただいたのは保険税の額のお話だが、その他に事務についても統一という話がある。給付については、県下市町ほとんど一緒であるが、若干違うものもある。また、保険税についても、条例で行っている減免措置は各市町でかなり異なっている。それも統一しようという話がある。今後、県の案が出たらお示しさせていただく。

また、広域化してから、県の標準保険料率が示されないと来年度予算が組み立てられないため、標準保険料率が示されてから皆さんに短い時間で議論をお願いしている。来年度は据え置きさせていただきたいという形で諮問をしているが、令和6年度以降についての議論は、実際の額は標準保険料率が出ないと決まらないが、年度の早い段階からいろいろ資料をお示しして議論していただく形がよいかと考えている。

( 委 員 ) 諮問書に対して、我々は答申をする必要がある立場である。その内容で賛成であるが、次年度に反映されるので、先ほどの委員の視点と、担当者の見解についての一文を入れていただければと考える。

( 会 長 ) 諮問書には、今後の適正な国民健康保険税率の在り方についてという記載もあるので、今のような議論について今後検討していく。

報告1 宝塚市特定健康診査等実施計画（第3期）・宝塚市国民健康保険データヘルス計画（第2期）の令和3年度実施状況と評価について  
事務局から配布資料に基づき内容を説明した。

<主な質疑・意見>

( 委 員 ) 今まであまり何もされていないイメージがあったが、大分頑張っておられ、成果も出ていることがわかり、評価したい。

( 委 員 ) 特定保健指導の実施率が著しく改善され、現在県と同一の平均値になっているが、どの取組内容で効果があったのか。

- ( 事務局 ) 業者委託により訪問で特定保健指導を開始したのが令和2年度からである。業者からも、宝塚市の市民の皆様は受入れ状況が非常によいということで、訪問により効果が出てきているように感じる。
- ( 委員 ) 通常の郵送や電話と比べ、業務委託の費用がかかる可能性があるのではないか。ヘルスアップで補助金がついている状況だと思うが、金額が大きいと自分たちの負担も大きくなる。保健関係は今後業務委託がどんどん浸透してくるので、近隣市町と連携、場合によっては一緒にするといったような工夫をぜひしていただきたい。
- ( 委員 ) 私は、がん検診をなかなか受けていない。例えば、尿を調べて検査するというのがあるが、検査方法が簡単だったら、私みたいな人は行こうかなと思うのだが。
- ( 委員 ) 尿で検査することについては、確かにデータで出ている。ただ、どこの部位のがんなのかは結局医療機関で調べないといけない。なので、国としては今のところ、保険としては認められないのではと考える。
- ( 事務局 ) 本市が提供しているがん検診は、国が定めた効果がある方法にのっとって実施している。確かに尿の検査というのはお手軽に感じるが、その方法については、現状では取り入れることは考えていない。
- ( 会長 ) 住民の方ができるだけがん検診に行こうと思えるような行動を取れるよう、市は行動経済学等を学んでいただいて対応していただきたい。

報告 その他

事務局より、今後の運営協議会の日程について説明。

<今後の日程>

第4回 令和5年1月16日

主な内容 令和5年度の国民健康保険事業の財政運営について

- ( 会長 ) 協議会はこれで終了する。